

## 里親認定部会について

### 1 部会の設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置し、審議を行う。

### 2 部会の所掌事項

- (1) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新・継続にあたり、更新・継続が不相当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

### 3 参考（令和4年度（12月末現在）審議状況）

(1) 開催回数 4回

(2) 諮問件数等

諮問件数

養育	縁組	専門	親族	計
70	67	0	2	139

諮問結果

適格数					不適格数					再調査・保留数				
養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
69	66	0	2	137	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2

※令和2年10月に養子縁組里親と養育家庭との二重登録を認める運用を開始したことに伴い、11月部会から審議の対象となっている。

（養育＝養育家庭、縁組＝養子縁組里親、専門＝専門養育家庭、親族＝親族里親）